

市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 県は、市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）について予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）及び地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱（令和6年3月28日付け環水大海発第24032810号環境事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2 この補助金は、市町村海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領（平成27年4月1日施行。以下「実施要領」という。）に基づき市町村等（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が実施する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

2 補助事業の実施に要する補助対象経費の区分及び内容は別表のとおりとし、以下の方法により算出した額に対して予算の範囲内で交付する。

一 事業ごとに、別表第4欄に定める補助対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる県の補助率を乗じる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

二 一により算出された額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

3 第1項の事業の実施に関して必要な細目は、実施要領に定めるところによる。

(交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付の手続)

第4 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 第3第2項の規定は、前項の変更交付申請手続を行う場合において準用する。

(交付決定の通知)

第5 知事は、第3第1項の規定による交付申請書又は第4第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書により通知するものとする。

2 第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、市町村等の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとし、市町村等の財務規則等に基づき契約するものとする。

二 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第4に定める手続によるものとする。

イ 別表に示す補助事業に要する経費の事業区分ごとの配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。

ロ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

四 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を知事に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

五 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

六 補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

七 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。知事は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第7第2項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

八 知事は、この補助事業の完了によって市町村等に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

九 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意

をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十 取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他知事が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。

（実績報告）

第7 補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、知事が別に定める日までに、様式第11による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 実績報告を行うに当たって、第3第2項ただし書（第4第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8 知事は、第7第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定する場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、様式第13による交付額確定通知書により、交付すべき補助金の額を確定し、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第9 補助金は、第8第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第10 市町村等は、第3第1項、第4第1項、第6第2号、第6第3号、第6第4号、第6第5号、第6第7号、第7第1項及び第9第2項の規定に基づく申請書等の提出については、電子情報処理組織を使用する方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号）第6条第1項に規定する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第11 県は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該

通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月13日から施行する。
- 2 令和2年3月13日より前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 令和3年9月1日より前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。ただし、第10及び第11の規定は施行日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 事業実施者	2 事業区分	3 事業内容	4 補助対象経費	5 県の補助率
市町村等	海洋ごみの回収・ 処理に係る事業	海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業	本事業を行うために必要な以下の経費 報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、負担金、並びに公課費（ただし、共済費、給料及び職員手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。） その他知事が必要と承認した経費	7/10 8/10 8.5/10 9/10 9.5/10 定額 ※注1
	海洋ごみの発生抑制対策に係る事業	海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）		

※注1 県の補助率の適用範囲は以下のとおりとする。

- 1 離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。）は、県の補助率を9/10とする。ただし、海岸に漂着した又は海上を漂流していた木造船等であって、朝鮮半島からのものと思料されるものであると別に定める手続により海上保安庁が確認したもの（以下「確認漂着木造船等」という。）を回収・処理する場合は9.5/10とする。
- 2 1以外の地域において、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項及び第2項、第44条第4項に規定する過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。）は、県の補助率を8/10とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は9/10とする。なお、過疎法付則第5条第1項の規定に基づく特定市町村

(同法付則第6条第1項、同法付則第7条第1項及び同法付則第8条第1項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)及び特別特定市町村(同法付則第6条第2項、同法付則第7条第2項及び同法付則第8条第2項に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)については、経過措置として次の表に掲げる補助率とする。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特定市町村	8/10 (9/10)	8/10 (9/10)	7.8/10 (8.8/10)	7.6/10 (8.6/10)	7.4/10	7.2/10	—
特別特定市町村	8/10 (9/10)	8/10 (9/10)	8/10 (9/10)	7.8/10 (8.8/10)	7.6/10 (8.6/10)	7.4/10	7.2/10

括弧内は、確認漂着木造船等を回収・処理する場合の補助率とする。なお、特定市町村において令和7年度以降、特別特定市町村において令和8年度以降に確認漂着木造船等を回収・処理する場合は8.5/10とする。

3 1及び2以外の地域において、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項により規定する半島振興対策実施地域をいう。)及び有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)第2条第6項により規定する指定地域は、国の補助率を8/10とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は9/10とする。

4 1、2及び3以外の地域は、県の補助率を7/10とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は8.5/10とする。

5 海洋ごみの回収・処理に係る事業のうち、漂流ごみ等(海岸漂着物処理推進法第2条第2項に規定する「漂流ごみ等」をいう。ただし、水底土砂は除く。)の海からの持ち帰りが無償で行われている事業については、各事業実施者分の合計で10,000千円を上限として補助対象経費全額を補助する。(それをを超える部分は1、2、3又は4の補助率とする。)

※注2 事業実施者の事情により上記補助率の範囲内で交付申請を行うことができる。